

令和 7 年 10 月 14 日
水 道 部 管 路 整 備 課

水道部発注工事における自転車の転落事故について

1 概要

令和 7 年 10 月 8 日（水）午前 10 時頃、千代田町 21 番付近の市道において、車両通行止め規制（歩行者及び自転車は交通誘導員の誘導で通行可）を行い水道工事のため掘削していたところ、自転車で走行していた女性が掘削部に転落し、負傷されたものです。

2 経過

令和 7 年 10 月 8 日（水）9 時頃から、延長約 50 メートルの道路を通行止めとし、規制区間の両端に交通誘導員を各 1 名配置したうえで、水道管を更新する工事のため、道路を横断して幅約 0.8 メートル掘削していました。同日午前 10 時頃、通行者があったため、当該通行者を誘導すべく、交通誘導員が持ち場を離れました。その間に自転車に乗った被害女性が当該工事現場に進入し、掘削部に転落し、負傷されたものです。

3 負傷の状況

右手首骨折

4 対応

被害女性に対し、管路整備課管理職及び監督職員、並びに受注者の現場代理人が本件についてお詫びをいたしました。

今後は、再発防止を徹底するため、受注者に対しこれまで以上に安全確保の徹底を指導してまいります。

問合せ先
高槻市水道部管路整備課
電話：072-674-7936